議案第114号

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条 例の改正について

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の 一部を改正する条例を次のように定めます。

令和5年12月1日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の一部を改正する条例

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例 (平成30年佐野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土 等規制法」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則 第2条第1項に規定する経過措置期間おけるこの条例による改正後の第1 4条第1項第4号の規定の適用については、同号中「宅地造成及び特定盛 士等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和 4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるこ ととされる同法による改正前の宅地造成等規制法」とする。

理由

宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改 正したいので提案するものです。

議案第114号参考資料

佐野市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例の改正案 新旧対照表

現行	改正案
(設置許可の基準等)	(設置許可の基準等)
第14条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号の	第14条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号の
いずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。	いずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積	(4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積
等の造成計画が <u>宅地造成等規制法</u> (昭和36年法律第191号)、都市計画法その他の関	等の造成計画が <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> (昭和36年法律第191号)、都市計画
係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。) 及び規則で定める基準に適	法その他の関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び規則で定
合していること。	める基準に適合していること。
(5)~(11) (略)	(5)~(11) (略)
2~4 (略)	2~4 (略)